

第4回 埼玉県社会的養育推進計画検討委員会 議事録

- 1 日 時 令和元年9月24日(火)9時30分～11時45分
- 2 場 所 埼玉会館 3B会議室
- 3 次 第 開会
「埼玉県社会的養育推進計画」案について
閉会
- 4 出席委員 栗原委員長、宮島委員、小寺委員、早川委員、藤井委員、柴崎委員、石井委員、西川委員
- 5 出席職員 細野少子化対策局長
(説明者等) こども安全課 岩崎課長、服部副課長、飯塚主幹、中田主幹、小宮主査、内田主査、楠主査
- 6 配布資料 1. 出席者名簿
2. 配席図
3. 埼玉県社会的養育推進計画第4回検討委員会資料

<開会>

- 事務局(中田主幹) それでは、恐れ入ります。定刻前でございますけれども、皆さまおそろいのようにございますので、ただ今から、第4回、埼玉県社会的養育推進計画検討委員会を開催させていただきます。本日司会進行を務めます、埼玉県福祉部こども安全課の中田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず次第、それと、出席者名簿、配席図、資料1の埼玉県社会的養育推進計画第4回検討委員会資料といった冊子でございます。

それと、資料2といたしまして、計画案の修正整理表計画案となっております。もし、資料の過不足等がございましたら、お申し出くださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は8名全ての委員がご出席となっております。なお、小寺委員におかれましては、所用によりまして、11時30分にはご退席とのことでございます。ご承知おきくださるようお願いいたします。それでは、議事に移らせていただきます。栗原委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

- 栗原委員長 おはようございます。よろしくお願いいたします。きょうは4回目ということで、最終回になるわけですが、円滑な進行にご協力をお願いしたいと思います。また、最終回ということで、当然取りまとめをしていくということなので、その件に関しても議論について御協力をお願いしたいと思います。

本日は傍聴の方が2名ということになっておりますので、念のためお伝えいたします。傍聴人の方は発言権がございませんので、よろしくお願いいたします。

では、内容に入っていきたいと思いますが、まずは資料1を事務局から説明をお願いします。

<資料説明・資料1>

- 事務局(中田主幹) それでは、説明させていただきます。資料1をご覧ください。基本的に、こちらの資料につきましては、前回の資料を時点修正したものとなっております。特に修正等をしていない部分につきましては、説明の方を割愛させていただきます。なお、アンダーラインや網掛けを掛けている箇所がございますけれども、そちらが、前回から修正した部分というふうになっております。

3ページをご覧ください。前回までの委員会でも説明されておりますけれども、現在ご検討いただいている社会的養育推進計画は、埼玉県子育て応援行動計画における児童虐待防止・社会的養育の分野として位置付けることを予定しております。

そちらのページには、その埼玉県子育て応援行動計画の基本理念と、三つの施策の方向性のうち、とりわけ当計画と関係が深くなっている③の「全ての子供の健全な成長と社会的自立を促す」の内容を掲載しております。

前回の委員会では、こちらのところに平成 28 年の改正児童福祉法に規定された、子供が権利の主体であることといったことを明記したほうがよいという御意見がございましたので、ご覧のとおり、③の冒頭に、「権利の主体である全ての子供」というかたちで、子供が権利の主体であるところを明記しておりますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、5 ページをご覧ください。上段部分でございますが、前回の資料では、タイトルを、「一時保護所の状況」と記載しておりました。しかし、一時保護は一時保護所のみで行われるというわけではございません。それで、施設や里親でも行われているという御意見がございましたので、こちらの表記を、「一時保護の状況」と修正した上で、説明文の方も微修正しております。

また、同じく 5 ページの下段「里親等委託の状況」でございますが、前回の資料の説明文の最後では、「里親への委託を進めるため、登録促進や里親支援の取組を進めていく必要があります」と記載しておりましたが、もう少し踏み込んだ表現にしたほうがよいという御意見がございましたので、6 ページにございますように、「登録した里親と子供との交流や、委託後の訪問等、きめ細やかに支援し、里親委託を進めていく必要があります」と。そういった具体的な支援内容等を盛り込んだ文章に修正しております。

7 ページ。前回、中心的にご議論いただきました「具体的施策の展開」についてでございます。こちら修正部分は太字アンダーラインで表記しております。ここで、二点ほど修正のご報告で大変恐縮なんですけれども、8 ページの「②一時保護の充実」の 18 番の取組でございますけれども、こちら、「一時保護のための施設整備」というかたちの書き出しになっておりますけれども、こちらは、ナンバー 76 番と同じ表現になってまいります。従いまして、「児童養護施設における一時保護のための施設整備」というかたちが正しい表現でございますので、こちらの方はご修正いただければと思います。

それから、12 ページにございます 80 番、「④入所児童の自立支援」の内容ですけれども、こちら、80 番の後段、「開設に係る相談・指導」といったものが前の取組とかぶっておりますので、この後段部分の「開設に係る」以下につきましては、削除いただければと思います。よろしくお願いたします。

<資料説明・資料 2>

- 事務局(中田主幹) お配りしております資料 2 の方をご覧ください。こちらにつきましては、各取組について、前回、どのような御意見をいただいて、それをどのように修正したか、あるいは、修正できなかったかをまとめた整理表となっております。

表の見方について確認させていただきますけれども、まず一番左側に書いてございます「素案 No.」といったものは、こちらは前回の資料に記載していた取組番号を表示しております。その次の「新 No.」は、今回お配りしております資料 1 の取組番号と突合しております。

その次の「第 3 回素案」、こちらが前回の案でございます。それに対していただいた意見が「意見欄」の方に掲載してございます。その次の修正案が、御意見を踏まえて修正した内容、あるいはその修正しなかった旨が記載されております。そして、一番右側にございます「修正等の趣旨・理由欄」には、修正しなかった理由や特記事項等を記載しているというものでございます。

全ての取組についてご説明させていただきますとかなり時間がかかりますので、主なものにつきまして幾つか事務局の方でピックアップさせていただいて、確認していきたいと思っております。取組番号は左から 2 番目にございます「新 No.」で紹介させていただきます。

まず、「新 No.1」の取組でございますが、職員の増員という言葉を入れてほしいという御意見がございましたが、こちらについては修正なしとさせていただければと思います。その理由といたしましては、スーパーバイザーや児童福祉司を適切に配置するという文言には、国の基準に沿った増員配置を進めていくという趣旨を既に盛り込んでいるためでございます。

次に、「新 No.2」でございますが、職員研修の具体的な取組を入れてほしいという御意見がございましたので、修正案のとおり改めたいと思っております。なお、社会的養育に携わる人に対する研修をしてほしいという御意見に対しましては、後ほどご説明いたしますが、「新 No.25」の中で修正対応をさせていただければと

考えております。

次に「新 No.7」でございますが、中核市だけでなく、県自ら児童相談所を増やしてほしいという御意見がございました。私達も県の児童相談所を増やす必要性は強く認識しておりますので、修正案のとおり「新たな児童相談所の整備を進めます」という文言を計画に位置付けていきたいと考えております。

2 ページをご覧ください。「新 No.16」でございます。こちらにつきましては、「第三者評価の第三者委員を活用する」という文言を盛り込んだほうがよいという御意見がございましたが、これにつきましては、修正案のとおり、「第三者による評価を実施する」という表現に改めることで対応していきたいと考えております。

次に、「新 No.25」でございます。取組の中に虐待という言葉をあえて入れないほうがよいのではないかと御意見がございましたが、こちらの取組は、虐待防止を目的とするものでございますので、虐待という言葉はそのまま残しております。

なお、先ほど、「新 No.2」の部分で申し上げました、社会的養育に携わる人に対する研修をしてほしいという御意見に対しましては、こちらの「新 No.25」の中で、「児童福祉に関わる方等を対象」という文言を入れまして、こちらの方の取組の中で対応させていただければと考えております。

3 ページをご覧ください。新 No.30」でございます。こちらにつきましては、DV 被害母子だけでなく、DV 被害の父も入れてほしいという御意見がございました。こちらにつきましては、DV 被害父子に対する相談に関する取組も盛り込むことで対応させていただきたいと考えております。

一番下の「新 No.38」でございますが、「民間施設の第三者評価を活用し、県が入所児童の移行の客観的な把握ができるのか」、こちら「評価」になっていますが「把握」です。「把握に努めることができるのか」というような御意見がございましたが、把握するのは児童福祉施設でございます。県はそれを進める役割を果たしていきたいと考えておりますので、誤解が生じないような書きぶりに修正をさせていただいております。

4 ページをご覧ください。新 No.39」でございます。未成年後見制度は成年後見との関係も含めて必要な子供が支援を受けられるよう具体的内容を示したほうがよいという御意見がございましたので、「専門家と連携する」という内容を盛り込んだ修正をしております。

「新 No.41」でございますが、性的マイノリティーについては、学校だけでなく施設も加えてほしいという御意見がございました。当該取組は、教育局の方で行っておりまして、相談したところ、この取組に単純に施設を加えることが難しい状況でしたので、教育局の取組とは別に、こども安全課の取組として、ご覧のと通りの修正案を実施していきたいと考えております。

続きまして、「新 No.51」でございますが、こちらにつきましては、ショートステイ事業やトワイライト事業が行われている場所であるとか、市町村が、自分たちの事業であるという認識を持たせる必要があるという御意見でございましたので、実施場所である児童福祉施設、あるいは里親、そういったものを明記するとともに、参加市町村を増やしていくことを想定した書きぶりに修正の方をしております。

5 ページをご覧ください。新 No.55」でございますが、未委託里親の訪問支援は委託直後のみではないので、誤解されない表現が必要等の御意見がございましたので、委託後も訪問する等して、切れ目のない支援を行うというふうなかたちに修正しております。

また、前回の素案にはございませんでしたが、「里親に対する施設と連携した取組や、既存里親の支援を明記してもらいたい」。「里親のリクルート等の登録推進は、既存の取組を含めて幅広く盛り込んだ内容とする」。「里親等へのアンケートを実施してほしい」等の意見がございましたので、「新 No.57」から「新 No.59」の取組を追加しております。

6 ページをご覧ください。「新 No.60」でございますが、ファミリーホームについては、運営体制が施設よりも脆弱であり、支援が必要との御意見がございましたので、主な運営者となります里親に対する周知と開設に関わる相談・支援を行うことを明記するといった修正を行っております。

7 ページをご覧ください。「新 No.72」でございますが、被措置児童虐待は施設のみで起こるわけではないので、研修は施設職員に限らないほうがよいとの御意見がございましたので、趣旨どおりの修正を行っております。また、多機能化に関する取組が読み取りづらいという御意見がありましたので、前回の素案にはございませんでしたが、「新 No.75」から「新 No.78」を追加しております。

「新 No.79」をご覧ください。こちらは、委員の皆さまからの御意見ではございませんが、計画の中で、県立児童養護施設が今後果たす役割を明記したほうがよいとの判断から、この取組を追加してございます。

「新 No.80」をご覧ください。自立援助ホームにつきましては、どう充実させるのか分からないという御意見がございましたので、こちらの方につきましては、開設支援や利用者に対するケアの充実等の具体的な内容を盛り込んだ修正としております。

8 ページをご覧ください。「新 No.88」でございます。社会的養育経験者のアンケートを行い、取組に生かしてほしいという御意見がございました。県では、過去、平成 29 年度に対象者に係るアンケートを実施しておりますが、ご指摘のとおり、経験者の声を聞くことは非常に大切なことだと感じております。そのため、修正案のような取組を追加したものでございます。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

＜委員の質疑、意見交換等＞

- 栗原委員長 それでは、委員の皆さま方からの御意見を賜りたいと思いますけど、過去 2 回色んな議論をして、修正等々を行いました。細かな調整等があるかと思っておりますので、今までは順を追って意見をいただいておりますが、今回はフリーに、この場所、この項目ということで御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

＜特別養子縁組について＞

- 小寺委員 2 回欠席しておりましたので、何とか挽回しようと思って、きょう、なるべく短時間で言いたいことを申し上げます。この資料 2 の 4 ページの「新 No.39」の未成年後見の所ですけれども、これについては、県民に示していくんでしょうか。この内容って、私達専門家はすごくよく分かるんですけど、もし県民にこれをこのまま見せるっていうことになると、ちょっと分かりづらいかないかと思っております。

御承知のとおり、未成年後見制度は未成年後見人が裁判所から選ばれますと、裁判所が専門家としてこの未成年後見に関わってまいります。

この書き方で大丈夫ですかっていうのは、要するに、未成年後見人を選ぶための連携という意味だったらいいんですけども、未成年後見人が選ばれたら、大概弁護士になるんですけど、弁護士と裁判所が専門的にやっていくっていうことなんですけれども、これはこれでいいんでしょうかっていうのが一つ。

第 3 回素案の次の意見はよく分かるんです。未成年後見制度は成年後見と同様にと意味だと思っておりますが、成年後見も同様に裁判所から成年後見人が選ばれますと、大概弁護士なんですけれども、この弁護士と裁判所の監督の下、適切に行っていきます。

ですので、「未成年後見制度により専門家と連携して適切に支援します」というんですが、制度に乗せちゃうと、申し訳ないんですが、行政等の関わりは全くなしです。司法の分野でやっていきますので、この修正案の意味合いが、県民が読んだときに分かりやすいかどうかちょっと疑問です。

資料 1 の 11 ページの「②特別養子縁組等の推進」ってあるんですね。これ、2 回私が欠席している間に話がここまで行ってしまったため、申し訳ございません。特別養子縁組を推進していくっていうことなんですけれども、私達弁護士の中では、特別養子縁組ってちょっと大丈夫？っていう制度なんです。

どういうことかっていうと、本当の実親とは全く縁を切っちゃうんですね。だから、実親と縁も切りますし、実兄弟とかとの関係は全て縁を切っちゃうんですけど、それで大丈夫？って感じなんです。

特別養子縁組は確か昭和の最後の頃、・・・昭和 62 年にできた制度なんですけど、あまり利用されていないっていうのはその辺の問題があって利用されていないのかなと思うんですけども、特別養子縁組を推進していくってことでなく、養子縁組じゃいけないんですかね。

養子縁組の推進もいいかどうか分からないので、「養子縁組の適切な推進」なんじゃないかなって私は思うんですけども。要するに、特別養子縁組等の「等」っていうのは、特別養子と普通養子縁組と両方を入れたいため「等」が入っているのかなと思うんですが、それは取っ払って「養子縁組の適切な推進」では駄目なのかなと、率直に思いました。以上です。

- 栗原委員長 特別養子縁組と未成年後見に関しての記述の御意見ですね。委員さん方どうぞ。

- 石井委員 小寺委員の二点目で、特別養子縁組で進めて大丈夫かという観点からの御発言ですが、少なくとも

も今回の民法の改正に至った特別養子縁組制度を利用促進していこうという子供の福祉の観点からの国の動き、また、新たな社会的養育ビジョン等を見ましても、特別養子縁組を推進していくということで方向が出た中での、各都道府県市における社会的養育の推進計画の位置付けということからいたしますと、私は「特別養子縁組等の推進」ということでの表記で問題がないと思っております。

また、特別養子縁組をして、一方で一時保護も受けている今の里親の仲間の声を代弁して申し上げますと、特別養子縁組の利用促進のみならず、その方々に対する様々な支援ということも今後重要な課題であると考えております。以上でございます。

- 宮島委員 ありがとうございます。私は、小寺委員の特別養子縁組についての意見に賛成です。石井委員が言われたとおり、国の社会的養育推進計画策定通知は特別養子と書かれていると認識しています。ただ、本来は、まず、在宅で親子関係を切らないということが第一義的に目指されていて、次は、どうしてもやむを得ない場合には代替養育が必要だと。その場合、家庭養護を推進する、それがどうしても難しい場合には、施設という順番で書かれています。

代替養育の家庭養護の中では、養子縁組も積極的に活用する。この方向性は出ていますが、児童福祉法の平成 28 年改正は、今申し上げた内容で、国会で成立しています。しかし国の策定通知は、特別養子縁組という言葉を使っています。

ここには、本来、生物学的な親子関係を大事にする、法的な親子関係を大事にするがあって、その上で、法的な親子関係を断絶する、背景にある親族関係も全部切っていくと。これについては、真にやむを得ない場合に行うということですので、石井委員が言ってくださった趣旨も含めて、「養子縁組の適切な推進」という表現が私は望ましいと考えます。

原案の項目 61 にも、中身としては「普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取組ます」って書いてくださって、埼玉県はちゃんとこれを大事にして、この順番で考えて計画を出して下さっているんだなというふうに過去の審議でも思って、私はこれを心強いと思っておりました。ですから、むしろ中身にそろえて、この項目は、「養子縁組の適切な推進」ということに改めるべきではないかと考えます。

- 石井委員 承服いたしかねます。

- 小寺委員 今、承服できないという石井委員さんの御意見ですが、私、石井委員さんの言われていることを否定するつもりは全くないです。特別養子縁組をやりたいという方はやっていただいて結構です。

ただ、今、児童の分野だけを考慮しておられるかもしれませんが、私、弁護士として法律相談を受けている中で、成年年齢が 18 歳になって、その後の親子関係って、多くは、例えば、要介護の状態になったときに、もちろんこれは親子ですから、子供として扶養していかなきゃいけないという事態も十分あり得るわけなんです。

今、児童の分野だから、子供のためにどうしたらいいかという視点だけを中心にお考えかもしれませんが、親子の縁を結ぶということですので、子供の、18 歳までが一応成年だとすると、そこから先の長い長い親子関係を考えていったときに、安易に特別養子縁組というのを取っていいのかどうかということになると、これは長い目で見ると疑問があります。

ですので、これは別に特別養子したいという人を否定するつもりはないし、特別養子縁組をした人たちに対して支援をしようということについても特に異議はないです。ただ、普通養子と特別養子でどういうふうに違うのかなどか。それから、特別養子の場合、家庭裁判所へ行って特別な手続きがありますから、そういうことちゃんと応えてねとか、そういうフォローが確かに必要なことではあります。

この表題だけを見ますと、まるで特別養子を中心に進めていこうというイメージがあることが問題なんじゃないかと私は考えています。ですので、石井委員さんの意見に真っ向から反対ということで私は申し上げているわけではなくって、誤解がないようにしませんかというだけです。以上です。

- 宮島委員 最初から激論になっているなど感じています。しかし、大事にすべきことがきちんと盛り込まれることが必要ですから、こういう議論は必要だと思っております。私の発言も特別養子縁組が歴史的な経過にお

いて、断絶養子縁組という言葉で、昭和 30 年代から議論されてきたという経過を踏まえて申し上げております。そして、先ほどの小寺委員の修正案に私も賛成だと申し上げましたが、特別養子縁組の重要性を何ら否定するとか、軽視するものではありません。

しかも、今年度は、児童福祉法だけではなくて、民法も改正されて、そして、特別養子縁組について決定手続きを二段階で決めていくと。ですから、特別養子縁組が望ましい子供については、それを積極的に運用していくということの方向性を何ら否定するものではありません。また、そういった形で唯一の法的な親になる養親と子供との関係、それが子供の福祉にとって極めて重要であるということの認識も持っているつもりでおります。

ただ一方で、先ほども申し上げたように、やはり優先すべき順番を大事にしていくということはとても大切なことだと思いますし、養子縁組をしたとしても、生物的親子関係は何ら変わるものではないということの故に、養親が本当に御苦労されていることや、あるいは子供が自分のアイデンティティーについて悩み、それを考えて葛藤を抱え、これは大人になった成人した後についてもずっと続くものであり、場合によっては子供を産むとき、孫を持つときまで、子供自身はずっとそのことを課題として抱える。だからこういうことを本当に大事にするべきであるという考え方を持っております。

その上で、私は、養子縁組がなぜ活発に利用されないのだろうと。成人養子で財産継承のためにばかりに使われていて、未成年養子について、もっともっと普通養子縁組は活用されていいと思います。そうでないと、やはりブレーキがかかって中々養子縁組が成立せずに、親も承諾せずに、子供が法的な親をちゃんと得て活用するというのを妨げている可能性もある。ですから、何ら特別養子を軽視するというのではなくて、普通養子も子供のために積極的に活用すべきであるというふうに考えております。この辺りは前回お配りした資料全体で、まだちょっと発行に至ってないので、今日も配布することはできませんが、10 月 1 日発行のぎょうせいの「法律のひろば」に書かせていただいております。

また、ちょっと参考までに申し上げますが、今年の社会と法学会の 11 月のシンポジウムが、未成年養子に関する多様な検討というテーマで、学会が早稲田大学で開かれます。これについては、特別養子はもちろん大事だけれども、その他様々な養子縁組についての、未成年養子についての課題について話し合おうということになっておりまして、私もここでは発言させていただく機会をいただいております。

そのことも含めて、何ら特別養子を軽視するというのではなくて、総合的に養子縁組の重要性、支援体制を充実させていくべきだという趣旨で変更することが大事だというふうに考えております。先ほど石井委員が「承服しかねます」とはっきり言われたので、やはりその理由とか、思うところの内容の根拠についても、ぜひともお聞きしたいというふうに思います。以上です。

- 石井委員 補足をさせていただきます。私は結婚のときに、子供の頃から養育里親になるということを思い描いていた妻の考えもあり里親登録をいたしました。結果として、埼玉県のダブル登録方式により養育里親に加えて養子縁組里親としても登録になりました。児童相談所から迎え入れて、その後、特別養子をしたわが家の長男と三男は、児童相談所の側から「特別養子縁組を前提に預かって欲しい」との依頼があつて養育をスタートし、その後、縁組が成立しております。

特別養子という言葉初めて聞いて、どんなものなのかと調べることから始めました。「実の親との縁を切る制度だな」と宮島先生が言われたように、色々と考えました。やはり「子供の最善の利益のためには良い方法であろう」ということを夫婦で話し合っ、特別養子縁組という埼玉県からの要請を受け容れて申立てを行い、成立させたものでございます。

厚労省においても、特別養子縁組制度の利用促進に関する会議がございまして、当事者である長男と家族 3 人で出席しました。その席で「子供の命を奪うことに比べれば、失いそうな命を実親から養親につながることができれば、実親が育てられなくても罪ではないと思います。」ということを当事者である長男が明言しました。その後、法整備の方に進んだということで、厚労省の方からも、「良い事例を当事者として発言していただいた」という言葉を直に頂戴しましたし、当日は内閣関係の方からも同様の言葉をいただきました。一例を申し上げましたが、今回、国内法よりも重い国際条約である子供の権利条約、その精神に則って法改正が行われ、新しい社会的養育ビジョンという流れにつながっております。

国は、家庭復帰を優先させるものの、里親、またはファミリーホームへの委託よりも上位の位置づけで、そ

の 2 番目に特別養子縁組制度を明記し、特別養子縁組についてそれを強く推進するという考えを明確に打ち出して法改正にまで至っております。

よって、普通養子縁組が可能な 15 歳と年齢差があった特別養子縁組の年齢についても引き上げを行ったということでございますので、特別養子縁組に対して懐疑的な発言については私は容認ができません。こういった議論が委員の中で複数あるということを踏まえた上で、特別養子縁組の推進という言葉を残した形で県の計画を立てるべきであると考えております。以上です。

- 小寺委員 ただ今、石井委員さんの発言で、私どもの発言の中で特別養子縁組を否定するようなことがあるとすると、すいません、議事録はもう少し正確に私や宮島委員の意見をちゃんと書いていただきたいなと思います。特別養子縁組を否定はしていません。石井委員さんの所はとて最適な形で進んでいращやるから、それも否定しません。で、そういう方たちを増やしたいということについても全く否定しません。

ただ、この特別養子縁組については、先ほど私が申し上げたようなこともあるので、全とうまくいくというふうには私には分からないですし、懐疑的と言われましたけど、必ずそのケースごとに適切かどうかというところは考えていかなきゃいけないと思います。ですからここは特別養子縁組だけを推進するような表現は避けていただきたいという意見です。議事録も、すいません、私の意見のとおり書いてください。特別養子は否定しませんし、懐疑的ではないです。以上です。

- 栗原委員長 他の委員から御意見ありましたら、どうぞ。

- 早川委員 医師としての経験から言いますと、養子縁組を行った親子間の虐待に関わることもあり、養子縁組を経て親子になったケースの難しさもあると思います。

私が気になっていることは 2 点あって、1 点目は、2016 年の児童福祉法改正でも「子供自身が権利の主体」ということが強調されていますが、「主体的な存在である子供自身の意思が、養子縁組を行う過程でどのように尊重されるのか」ということです。特に特別養子縁組の場合は子供の年齢も低いので、気がかりです。私は思春期を専門にしていますが、思春期であれば子供は意思を表明できるので、子供自身の意思を尊重しながら治療を行っていますが、特に特別養子縁組のような低年齢の児童の場合にどのように本人の意思を尊重していくのか——ということが気掛かりです。もちろん、養子縁組を行ったケースの多くの方がきちんとされていると思いますが、養子縁組にまつわる様々なトラブルが生じているのも事実なので、「子供主体を保証できる養子縁組に関するガイドライン」のようなものが十分ではない状況で、やみくもに養子縁組だけ進んでしまうことには危惧を感じています。

2 点目は、2016 年の児童福祉法改正を初めとして、現在は「子育てを孤立化、密室化するのではなく、社会が関与して公共の目も届くようにしていこう」という大きな流れがあると思うのですが、社会の関与という子育てに関する大きなコンセンサスを、どのように養子縁組に反映させていくのかということ。もちろん、適切なケースは養子縁組を進めるということによいと思うのですが、養子縁組が成立すると法的に親子になるので、現状のルールでは公的な目は届きにくくなります。しかし、養子縁組には人為的に親子になる難しさがあるはずなのに、そこを見守る仕組みが現状では整っていません。養子縁組を行った後に関与することは難しいという話を児相の方から聞いたこともあります。養子縁組に関してはようやく 2018 年に民間あっせん機関への法規制ができたばかりで、養子縁組後のフォローアップを初めとした公共の関与や子供主体の保証はまだ十分ではないと思っています。

養子縁組を行うとお金がかからなくなるので行政は進めたいのかもしれませんが、そのような根拠で養子縁組を勧めていくと、フォローアップなどのお金がかかる支援が行われなくなるように感じ、心配になります。養子縁組なら何でもいいというわけにはいきませんし、きちんと養子縁組に取り組んでいる方が支えられるようにしていただけたらと思います。

なので、養子縁組を進める自体はよいことですが、それと同時に養子縁組はこのような仕組みで行い、このようにフォローアップしますというようなシステム作りも同時に進めていくことを、推進計画に県の考えとして示していただきたいです。養子縁組後に親子不調となった時の傷つきは、実は血縁関係がある親子より厳しいことが多いので、養子縁組推進のためにはまだまだ検討しなければならないことがたくさんあると思

います。

- 岩崎課長 61 番の取組なんですけれども、パーマネンシー保障としての普通養子縁組と特別養子縁組というように書かせていただいております。委員が言われるような御意見も踏まえてこのように書かせていただきました。

で、問題なのは、多分、タイトルですね。特別養子縁組等、「等」には普通養子縁組も入っておりますので、それを踏まえてタイトルを付けたのですが、委員の御意見を踏まえると、このタイトルの前に「パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進」という言葉を入れると、よりの確なのかと思います。

ただ、他のタイトルとの並びもありまして、非常にタイトルが長くなるので、ちょっとそれを切ってこのようなシンプルなタイトルにしました。このタイトルだけだと誤解を与えるということになると、「パーマネンシー保障としての」という言葉を入れかどうか考えてるところです。

- 小寺委員 折角課長が助け舟を出してくださったのですが、「パーマネンシー保障としての」と入ったとしても、特別養子縁組等は許せません。これはやっぱり、じゃあ普通養子縁組をする人が無責任な気持ちで普通養子縁組するわけじゃ全然ないですよ。だから、特別養子にするか、普通養子にするかっていうことでそんなに差を設けるのはおかしいと思います。

しかも本文を拝見しますと、「パーマネンシー保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する」と、このように本文にありますから、そこで特別養子縁組等っていうふうにしちゃえばいいんじゃないかというような、大変中立的というか、助け舟だったと思うんですが、それが入ればいいってもんじゃないです。

- 宮島委員 小寺委員が、議事録を丁寧に書いてくださいと言ってくださいましたが、私も全く同じ思いです。石井委員がお子さんの最善の利益を考えられて、で、児童相談所の職員も、このお子さんについては特別養子縁組がぜひとも必要だと判断されて、それで石井さんもそれが望ましいと考えられた。

その上で、本当にお子さん中心に考えられて裁判所に申立てをして、裁判所もそれがそのお子さんにとって最善だということで、これは承認ではなくて、国家宣言型の養子縁組というふう特別養子はいわれているわけなんですけれども、それを宣言して決定したわけですね。

しかし、他のお子さんにとっては、普通養子が必要な、あるいは適切なお子さんがいる。あるいは、養子縁組は成立しないけれども、里親委託で長期養護が必要なお子さんもいます、実際。個人的につながりのある一例ですけど、本当にずっと一緒に生活し成人になってからも里帰りをしてる関係ですけども、子供の側が養子縁組を望まなかった。そのために実親と同等な関係性は成り立っているけれども、里親委託の関係でずっといったという方を、何人か見ております。

ですから、一人一人のお子さんの最善の利益が図られるような形が望ましく、しかも、法的な安定性が必要なお子さんについては養子縁組を推進していく。しかも、実親の養育がもう全く望めない、法的親子関係も断絶させる必要がある。そのお子さんについては特別養子が必要だと、そういうふう考えて意見を申し上げました。

これはむしろ表題を中間的なものを取ればいいのかということではなくて、やはり先ほどの修正案の方が望ましいと考えておりますし、それは決して、何ら特別養子の重要性とか、価値とか、それを引き下げるようなものではないというふうに認識しています。ですから、それで議事録を丁寧に書いてくださいと、私も改めて申し上げたいと思います。

- 栗原委員長 宮島委員、修正案というのは・・・。

- 宮島委員 この表題を、小寺委員が言ってくださったような形に、「養子縁組等の適切な推進」というふうには、小寺委員は最初の 2 文字を切って、かつ、「の」の後に「適切な」というのを入れるようにというご提案だったように記憶しております。

- 小寺委員 正確には、「等」も消します。養子縁組の適切な推進。

- 栗原委員長 適切な推進ですね。公的な養子縁組のあっせん機関は児童相談所なんですけれど、どうしよう。

- 西川委員 どちらもそれぞれ理由があつての縁組で、特別養子縁組が全てではないと思いますし、普通養子縁組じゃないといけないお子さんもあります。先ほどありましたように、特別養子縁組の上限年齢が上がってますけれども、元々実親との関わりがあつたお子さんが特別養子が適当なのかどうかと、今後、これから法改正を受けて、実際、我々も今まで特別養子縁組の対象でなかつたお子さんがどうなのかということは考えていかなきゃいけないと思います。
 そういう意味では、私は広く「縁組等」ということで良いと思います。当然、必要なお子さんには特別養子縁組をやつていかなきゃいけないということはあると思います。

- 宮島委員 それでちょっといいですか。先ほどのシンポジウムの話で、事前の打ち合わせでお聞きした内容ですが、差し支えないと思われる範囲で申し上げますが、やはり特別養子縁組の制度も変わり、かつ、年齢要件も伸びた、それがお子さんにとって望ましいということが打ち出されているというのは石井委員が言われたとおりで、そのことに裁判所としても対応していく必要があるというふうにお聞きしています。
 同時に、普通養子については、未成年養子の場合には外国との関わりがあるお子さんの養子縁組が圧倒的に数の上で多く、日本国内の養子縁組としてはあまり活用されていない、少ないという実態はあったと言われていました。シンポジストになれる他の先生の中にも普通養子の重要性や可能性を指摘される意見はあり、私もそういうふうにおもっています。

- 石井委員 手短に一言付け加えます。そもそもこの委員会が「国の法改正を受けて厚労省から発出された通知により開かれている都道府県の委員会」ですので、国が定めた法律等に従つてこの委員会で検討を付託されているということから考えますと、里親、ファミリーホームへの委託よりも優先順位を高く位置付けている特別養子縁組について、この表記でなく、「普通養子縁組と特別養子縁組が同等」との見方はあるかもしれませんが、特別養子縁組という言葉に対してことさら反応をされるということはいかがかと思ひます。
 この文言に対して私の印象として、国が示した内容より後退をするというような計画になるのであれば、前回、岩崎課長にもお尋ねしておりますが、第 4 回は承認の場ということで聞いておりますので、この計画全体に承認することはいたしかねます。以上で発言は終わります。

- 小寺委員 今、石井委員さんの御意見をお聞きして、本当は一枚岩でやるべきことだと思ひるので、もっと言わせていただければ、養子縁組の適切な推進自体も、本当は行政が、結局はそれを民間に押し付けてるんじゃないかと思われるんですよ。だから、国が推進しようっていても、埼玉県がそれでいいって言わなくてもいいと思ひています。
 で、そこまで議論があるんだつたら、いっそのこと養子縁組の適切な推進のこの項目自体も削除していただいていいんじゃないかと思ひぐらいです。本来は行政が責任を持ってやるという話のはずなんですけど、石井委員さんも御自身で体験されてるとおり民間に全部押し付けるような考えであれば、この項目自体なくなつてもいいんじゃないかと、それぐらいの気持ちです。

- 栗原委員長 だいぶ風向きが変わつてきて。本文の方、細字の方はそのまま普通養子縁組、特別養子縁組にしても、後段の「また」以下が、いわゆる民間あっせん機関に対してということですね。今回の法改正で特別養子縁組を前面に出すということについては、やはり昭和 62 年に民法改正された特別養子縁組制度の運用がはっきり言うと手付かずでずっと来たわけです。
 児童相談所の関わる特別養子縁組は 50%パーセントぐらいだった。あとは民間のあっせん機関、これも届出ですから、NPO 法人でもよいとか、大きな病院がある近くの民間業者などで、中には実際、縁組した後、金銭的な要求があつたとか、あっせん機関と称する所が海外に養子に出してお金を要求したとか、時々マ

スコミ等で報道されてきたわけですが、それが国連の権利擁護委員会の色んなチェックを受ける中で国としても養子縁組についての適切な運用を図ると。まあかなり遅れではあるんですけど。

そこで今回、養子縁組あっせん機関は届出ではなくて許可となり、一層厳しい審査をするということで、許可を得た民間養子縁組あっせん機関、これも法的なあっせん機関である児童相談所と常に連携するというか、児童相談所の目が届くということになりました。

民間のあっせん機関に対してはそういったチェックを入れていくということで、「特別養子縁組等に関する適切な手続き等」ということで、この文章そのものは適切だろうとは思いますが。

また、養子縁組そのものについての議論がどうなのかという辺りでは、国が打ち出してる方針は、先ほど早川委員が言ったような、昔から養子縁組は金がかからないとか、そういう発想などではなく縁組成立後もきちんとフォローする、ケアするという趣旨を各所にちりばめており、それなりに海外をお手本にしながらやっていることは伺えますけれど、国がこうだから埼玉もこうだということまでには至らない状況です。

この文言の表現ですね、趣旨と、どうケアするか、どう見守っていくかということについては、皆さんほぼ認識が近いだろうと思うんですけど、外に向けてのこの文言の表現がここでは合意に達しないというところでしょうかね。

それをここで無理に結論ということにはいきませんので、なくしてくれという意見もあったし、文言の修正でという意見もありますけれど、時間の関係もありまして、一応、こういう議論であるというところでペンディングにしておきたいと思います。

<未成年後見人について>

- 栗原委員長 それでは未成年後見の方に移りたいと思います。
- 岩崎課長 未成年後見に関しては、委員からのお話のように選ぶにあたっての支援ということで、手前どもの方でも予算を付けて事業化をしております。選任後は確かに後見人と被後見人の民民の関係ですので、選ぶにあたっての支援、弁護士への依頼に係る費用負担などを充実していきたいと思います。
- 栗原委員長 案文をもうちょっと分かりやすくということですよ。
- 小寺委員 繰り返しですが、未成年後見人選任のために専門家と連携するってことですね。
- 岩崎課長 はい。
- 小寺委員 了解しました。
- 栗原委員長 報酬はせいぜい月 2 万までということで制度ができてますし、あと、保険ですね。従来は児相長推薦だったんですけど、今はそうでなく、県の方に申立てればできるということまで来てますんで、件数は増えるだろうということが見込まれます。
で、未成年後見人が全部仕切れない事例もちょっとあるんですね。施設、里親宅の子供の未成年後見人になって、子供に会いに行こうとしたら、これ、埼玉じゃないですけど、遠い所の話ですけど、そしたら未成年後見人が子供に会うのは勘弁してくれと言われた。財産管理だけで、子供の状況も、身上監護も、立場上、面倒はちゃんと見てるから報告はしますとはなっているが、実際には財産管理しか関わりが持たなくて、はてどうしようというような事例もあります。
- 細野局長 委員長、ちょっとよろしいですか。先ほどのお話で、これは制度の前段みたいな話なんで、未成年後見人制度の選任というと、正しいと思うんですけども、ちょっと細かいかなと思ひまして、未成年後見人制度活用に向けたとか、そうした文言の方が適切なのかなと思ひますけども。
- 栗原委員長 そうですね。弁護士さんにしても、未成年後見人は中々司法書士が入ってこないですけど、

社会福祉士とかの方にお願ひしますというような調整をして、結局、社会的養護分野にいる子供全員に未成年後見人が付くかどうかぐらいの話も一方でありましたけれど、実際はもう微々たるものですから、必要な子供から積み上げていくしかないとは思ひうんですけどね。じゃあそういう表現だということだ。

- 細野局長 この表現自体は正直言つて、委員が言われてるとおり、これだと誤解を与えるなつていふので、今更ながら気が付いて申し訳ないんですけど、やはり修正するのが正しいのかなというふうに思ひます。
- 栗原委員長 わかりました。それでは他の部分で御意見ございましたらお願ひしたいと思ひます。

<里親等委託の推進について>

- 石井委員 里親等の委託率の目標値に関することとござひます。第3回の委員会におきまして、参考1の各種データの資料を配布いたひしておりますが、その2ページ、里親等委託率の推計において、平成30年末を皮切りに令和6年まで、その後、飛びまして令和11年までの県全体、県所管、そしてさいたま市それぞれの里親委託率の目標値が年度ごとに表示をされております。

さいたま市の欄に目を転じていただきますと、平成30年度末の40パーセントから、令和6年まで、40パーセントで全く同じ里親委託率で推移をしております。この点について、過日、9月6日に私ども里親会も含めまして関連団体で会合を持ちましたときに、さいたま市里親会の正副会長から、もっと頑張りたひという気持ちであるのに非常にモチベーションが下がるというような訴えがござひました。非常に残念であると。また、さいたま市児相の関係者の方からも同様の発言をいたひしております。

この県全体の計画値の中で埼玉県所管とさいたま市に分けて、特にこのさいたま市に関して、令和11年には1ポイント上がった41パーセントの里親委託率が提示されておりますが、この数字をさいたま市とどのような形で情報の共有を図り、意見交換し、確認の後にこの資料に至ったかについてご説明をいたひきたいということ、私は里親会の代表としての委員でもござひますが、前回、関係団体が集まった会合でもそういった話が出ておりますので、本日、さいたま市里親会の代表者は委員にいらつしやいませんので、それを代弁するという意味で質問させていただきます。

- 岩崎課長 さいたま市には確認済みの数字とござひます。ただ、この40パーセントの目標値は途中で変わる可能性もあるとのことだ。理由についてなんですけれども、さいたま市の方でも市の最高の上位計画である市の振興計画に基づいてこの数値を検討してござひまして、現行計画は来年度末までの計画とのことだ。それで現行計画では市の目標値は35.5パーセントになっておりますけれども、実績が今もう既に上回つてるといふような状況だ。

それで次期の市の振興計画においては、この数値について適切かどうか検証していきたくひということだ。その議論も踏まえてまた数値を考えていくということだ。今現在としては、この実績値、現行計画の目標を上回つてゐる40パーセントで当面の間は維持していきたくひとの考えであると確認してござひます。

- 石井委員 確認ですが、当面の間これで維持していきたくひというさいたま市の意思ですか。埼玉県がこれとどうでしょうかと御提案されたのか、どちらかはつきりしていただきたくひ。

- 岩崎課長 さいたま市の意思ということではござひません。

- 石井委員 ありがとうございます。

- 細野局長 多分、さいたま市はまだ意思と言つても外に出せないと思ひます。今の説明で現行の計画の中で令和2年度末に35.5パーセントにするけど、今の実績は上回つて40パーセントとなつてゐる。では令和3年度以降どうしますかと言つても、今はさいたま市としても表明することができない状況だと思ひます。

そうなると、事務レベルの話として、取りあへずは40パーセントを横ばいにするしか方法はない。それを50、60とかする根拠がないということだと思ひます。

ですので、そのさいたま市の意思を尊重しなければならない。県と市はあくまでも対等の関係ですので、それを埼玉県が勝手な数字は挙げられないだろうし、そういうことで 40 パーセントということです。

●石井委員 ではこの計画を公表する際に、さいたま市の計画の策定のスケジュールの関係もあり、「現状の横ばいのレベルで置いている、今後、上方修正を含めてさいたま市の計画次第で県全体の里親委託率の修正の可能性がある」ということを明記していただくよう要望いたします。

●栗原委員長 他にございましたら。

●宮島委員 これも議事録、丁寧に取ってくださいますか。そうでないと私、日本中で里親、養育のことをやっているのに宮島は家庭養護推進の目標を低くしろと言って、家庭養護に対して後ろ向きの立場なんだと総攻撃を受けそうなので、丁寧に。

ちょっと回りくどい言い方になりますけど、私は里親委託を増やすべきだという考え方を基本的には持っています。同時に、子供が不幸せになったり、里親さんが抱えきれないような困難を抱えるようになったりしてはいけないという認識を持っています。

特にこれは石井委員もご自分の体験を語られましたけども、私も申し上げます。県庁に勤務していた最後の年度に、県の委託児童が里親の暴力によって死亡するという事案を経験し、その情報の整理を担当したという自分の体験から、とにかく子供の安全が図られないような、そういう里親委託になってはいけないんだということを強く思っているの、冷徹にちゃんとデータに基づいて数値を出してほしいという考えを持っています。

それは埼玉県のみならず、今、国が法律ではなく通知によるものだと思いますけれども、社会的養育推進計画を立てることを求めています。求められたのは通知でも、決定すれば県の計画になりますので、県が自ら責任を持たなければならない計画になりますので、きちんとデータに沿った、子供に対して、また実親に対して、また里親さんに対して、責任の持てる計画にしてほしいと考えています。

それで、自分なりの計算をしてみると、5 年後に 32 パーセント、あるいは 10 年後に 40 パーセントというのは難しい、困難なんじゃないか、前回お示しいただいたデータはどれも根拠として曖昧ではないかということ、前回の会議でも申し上げたと思います。特に高年齢児の里親委託がこんな急伸するはずがないだろうと。この数字の根拠はどうなんだったことを発言しました。

何よりも気に掛かるのは、施設養育よりも里親養育の方が退所までの期間が全国統計によるものですが短いんです。里親委託の期間は短い。それははっきりデータが出ています。その当該年度に退所した子供も、在籍期間っていう統計が国統計で出ているんですけど、施設よりも短いんですよ。

それは養子縁組に入ることも影響していると思われます。特別養子の場合には試験養育期間が 6 カ月となっていますし、早く法的な親子関係を結びたいという方は申立てを速やかにしますので、半年とか 1 年で養子縁組が成立します。そうすれば措置解除になりますから、里親委託の期間が短くなるわけです。

特に高年齢児の里親委託を今後増やしていくっていうことであれば、子供の納得とか、新しいその生活への適応とか、大きい子を受ける里親さんの御負担っていうのは相当大変なことです。新しい生活に定着しないで、「もうやだ」となって帰るような子もいるかもしれませんし、養育が思うようにいなくて施設にまた戻るっていう場合もあるかもしれません。

あるいは、順調にいても高校生が委託になれば、高校 3 年が終わる 18 歳で委託解除になります。措置延長はあるかもしれませんが、基本的には 3 年未満しか措置期間はないわけです。

そうすると、不調が起きないようにする、埼玉は今のところ不調は少ないという前回の課長の御説明でしたけども、それでも委託期間が短くなるので、里親委託児童が溜まっていくわけではない、だからこれだけの伸びは見込めないんじゃないかと考えます。

社会の声が里親委託を増やそうということなので、どうしても高い数字を挙げてしまう。色々な所からも求められますのでわかりますが、でも、それが実現できないということは無責任なことです、本当に実現できるという裏付けについてお示しいただきたいと思います。

そのためには、毎年の新たな委託と、当該年度の措置解除、あと措置変更、これを過去最低限 5 年間ぐら

いは示していただいて、この数値を実現するためには1年間に何件、新規の委託をしなきゃならないのかをお示し頂きたい。で、不調を予防しても、当然、現れることになる措置解除と措置変更はこのぐらいの割合で出る。これらを踏まえたうえで、これだけの子供が里親委託児童として増える。だから達成可能であると、それをきちんとお示しいただきたい。

この数字の根拠、私はちょっと懐疑的で、それこそ5年後に困ることになるんじゃないか。あるいはその途中で、数値を向上させることを目的に、子供にとっても、里親さんにとっても、実親にとっても無理な里親委託が増える、そういうことになれば、最初に申し上げたような危惧するような里親家庭での不調や、場合によっては、事故や死亡だって起こり得る。そのことについてやはり危惧しますので、ぜひともその数値のデータを出していただきたい。

本当に可能な数値ということ、「低めにしろ」ということではなくて、実現可能なことを示して、そのために絶対こういう支援体制をつくるんだという、それを明示していただきたいと要望します。

- 岩崎課長 前回もお話がありまして、早速過去5年間の数値を調べてみました。それで新規委託で解除・変更を除くと、1年間の純増分は過去5年間では14件、14人となります。新規委託から解除と変更を除いた純増分が14人で、平均して毎年14人増えています。

これを目標値32%、県所管のみで31%にするためには、この14人を34人に増やさなければなりません。毎年純増を20人プラスすることになりますので、確かに高い目標でございます。

- 宮島委員 純増が平均で14人とのことですが、新規委託、解除が毎年何件なんですか。

- 岩崎課長 新規委託は、毎年平均で93件です。解除が56件、変更が22。変更と解除を差し引かないといけないので、平均して14件純増しています。それで、31パーセントという目標を令和6年に達成するとすると、平均すると34件純増していかないと達成できない。

- 宮島委員 今後34件増やす、今までは14件だった、倍以上であるってということですね。そうすると、委託の数は新規で、今までは94よりも、これ、180とか、場合によってはもっとですよ。

- 岩崎課長 新規委託は170ぐらい持っていかないといけないです。純増をプラス20件させるのは確かに難しい、高い目標だとは思っておりますが、不調が大体、年に7、8件起きていますので、その不調を極力抑えて、純増約26件と併せて達成していきたいと考えています。

- 宮島委員 ここはとても大事なことだと思うんですけど、170件の新規委託、場合によってはそれを超えると。短期の委託になりますので。短期で親との面会交流があるようなケースを委託しなければ委託数は増やせませんね。

そうすると委託の直後は2週間に1回の訪問を義務付けられていますので、それを児童相談所はやっていかなきゃならないということですね。ただ委託をするということではなくて、委託に伴う丁寧な支援、切れ目のない支援をそれだけ増やさなければ不調を減らすことはできない。そうすると、170件っていうのは、そこに児童相談所職員が増えたとしても、どれだけ関わられるのか。ここら辺のデータが欲しいんですよ。

新規の委託は、とにかくその子供が安定するまで、子供のアセスメント、あと里親さんのアセスメントが常に必要です。実親の同意を得て行くためには、交流を支援して、それで場合によっては子供が外泊なども行う。また、里親家庭での生活がはじまれば、そこでの学校生活、学齢児なんかですと、学校とのトラブルなんかを回避するための関り。年齢が小さい頃ですと母子保健なんかの手続きなんかも、健診なんかも全部、里親さんも初めての委託であれば慣れていっしょいけませんから、伴走しながら支援を行わなきゃならない。これがどんなに大変なことなのか。これはやっぱりデータとして表に出していただく必要が不可欠だと思います。

- 岩崎課長 先ほど170件とお話ししましたが、解除は満了の方も多いので、また引き続き次の委託をやっ

ていただけますし、丸々解除っていうわけではなくて、タイミング合わせてまた里親委託やっていただける可能性も高いと思います。

丸々新規の里親の方がお話ししたように34件生み出して、見ていかなければならないので、丸々その170件、新たに開拓していくということではないと考えております。

- 宮島委員 ちょっとお言葉、苦しいところで申し訳ないんですけど、子供は全員違うので、委託経験があるから次はうまくいくということではない。むしろ2人目の委託は1人目の子供よりも難しいというようなこともあります。

あと、今、課長が御説明された年齢の満齢となっていくことは長期委託ですから、例えば10年いた、あるいは5歳で委託されて18で満齢だということになりますと、13年かかるわけです。で、里親さんの年齢って、40代、50代が多いわけですよ。15年たてば45歳の方は60歳になるわけですよ。

- 岩崎課長 満年齢だけではなくて、家庭に復帰されたりとか、就職されたりとか、様々な理由があって、それで解除されてるので、不調の子っていうのは埼玉県ではそんなに特別多いという数字ではないんですけども、解除の方はまた新しく里親になってくださいますし、手前どもの方で問題だと思ってるのは、改めて新しく新規を委託の登録して下さって、委託して下さる里親さんをやはり探してほしいしていくというのが非常に重要なのではないかとということで、そういったところの取り決めをしっかりとしていきたい。

あとは不調を抑えるということで、先生も言われたように、丁寧なケースワーク、あとは色々な施設の関係機関の方とご協力いただいて、里親会さんでも色々事業をやってますけども、そういった丁寧な支援を通して不調を抑えていく、この両にらみで取り組んでいけば、確かにかなり高い目標ではありますがけれども、その目標を目指していけるのではないかとというふうに判断してこの数値にしております。

- 宮島委員 すいません、失礼になってしまうかなと思いつつも、ここが一番大事なことだと思っているので。新たに子供を受け入れるということがどんなに大変なことかは、それは石井委員も御存知だと思いますし、各施設の先生がたも皆さん御存知だと思うんですよ。

1人の子供を受けて、その子供の定着を支援していく。で、子供も落ち着けば落ち着くほど色々なことを表出したり、本当に大変なことが起こったりしますので、新規の委託、あるいは新規の入所というのは、とても困難です。それを今の倍以上に行っていくのですよね。

また、委託解除すると、養育里親さんたちは今まで一緒に暮らしていた子供がいなくなるわけですから、喪失感とか、あるいは生活の変化とかも起こります。中には産後うつのように委託うつって言葉もありますから、里親さんがそういうような状態になったりもします。で、それは本当に丁寧な支援が必要なので、今のお話のようなことを実現するためには、各児童相談所に里親専任担当を今すぐ3人ずつぐらいは増やして置かなければ私は無理だと思います、正直な話。

その辺についてどう思われるかっていうことを、やっぱり石井委員や他の委員の方々から、ぜひとも伺いたいと思います。あるいは西川委員からですね。よく児童相談所からは、とにかく新規の委託を今頑張ってる。実際増えてるわけですよ、新規委託は。だけど、どんどん解除になるので、委託率は上がらないっていうのはどこでも悲鳴のように聞かれるんです。

新規委託をするのはとても大変なので、だからこそ、したくてもそんなに増やすことができない。今まで努力してないところを努力すれば、倍やそれ以上にいくかもしれませんけど、今までも相当努力して、児童虐待のケースもいっぱい対応して、そういう中でも里親委託を進めているということから考えれば、その倍、それ以上ってことならば、くどくて申し訳ないんですけど、里親専任をもう来年から各児童相談所に3人ずつぐらい新たに置かなければ、私は無理だというふうに考えます。

- 西川委員 今、非常勤で里親等委託調整員がいて、各児童相談所によって違いはあるんですけど、結構、児相OBの方が里親等委託調整員の他にも非常勤という形でいて、大変力になっていただいています。そう

いう意味では、全体とすると虐待対応とかもありますが、一定の数はやはり里親専任でやれる人が必要です。まあ今は何とかやっていますが、まだこれ以上委託をという形になれば、当然、ある程度、組織として人数が必要になってくる。

国の方でも里親支援に係る児童福祉司の配置とか対応がなされていますけど、そういうことも必要になるだろうとは思っています。ただ、経験などの部分では新しい職員が多いものですから、それがすぐに里親の担当になったとして、すぐ力を発揮できるか、まだこれから育成していかないといけないと思っています。

- 藤井委員 今、この目標値に関してのお話をずっとされてきましたが、計算された根拠についてもお示しいただいていて、私自身はもうこれで、埼玉県が出した数値であれば、これに向かっていくという方向でいいのかなと思っています。

ただし、進捗状況をどういうふうに見ていくのかということと、定期的な検証ですよ。1年に1回は見直しをかけて、この数値の修正をかけられるような仕組みを作るべきなのかな。恐らくこのとおりにはいかないという予測も大きいですよ。実際はそうかなと思います。

ただ、それを言ったら国の75パーセントってのも無理ですから、もうそこからスタートして埼玉県が独自に考えて32パーセントっていうその数値を決めたとすれば、当面はそこに向かっていくべきなのかなというふうに思います。

当然、予測できないこともいっぱいあるし、里親委託に結び付けること自体も大変という状態は多いと思います。ただ、これはもう進めていく方向が決まっていますから、もうそれに向かっていくしかないのかなと思いますけどね。

- 栗原委員長 これらの数値の見直しをする場面っていうのは想定されますか。どういう場面が。
- 岩崎課長 進行管理は当然、毎年毎年行っておりますし、計画を所管している課とかにも進捗の実績を報告しないとけません。公表も毎年しております。
- 藤井委員 実現するために、定期的にこの推進委員会みたいなものを作って、情報を共有して、対策を考えられるようなシステムを作るべきなんだと思います。
- 岩崎課長 了解しました。ちょっとそこら辺のところも考えてまいりたいと思います。

- 栗原委員長 じゃあよろしくをお願いします。
それで新規委託が非常に手間暇掛かるということで、数字には中々表せないということですよ。

- 岩崎課長 そうですね。で、やっぱり多様な里親さんに登録いただかないと、子供とのマッチングがうまくいかないので、より新規登録も色々な方に登録していただけるように取り組んでまいります。児童相談所においても、里親支援の機能を充実させるという方向ではおりますので、きめ細やかに支援をしております。
あと、施設の方にも里親支援専門相談員を配置していますし、児童家庭支援センターにも御協力いただきます。里親会にも色々委託後の支援も行っていただきますので、やっぱりあらゆる所からのアプローチをして不調を極力抑えて推進していきたいと思っています。

- 栗原委員長 数値に関してはこども安全課で進行管理し、適時、検討を行うというところを検討していただきたいと思っています。
11時になりますけれど、休憩をどうしますか。小寺委員の予定は。

- 小寺委員 11時半ぐらいですが、休憩は入れていただいても良いのですが、委員長、進行について、やっぱりこれ、委員長が最後、30分ぐらい話されると思うんですけど、私達委員は、今日が最後だってことなんで、3分ぐらいずつお時間をもらって、ちょっと発言の機会をいただければと思いますけど。

<休憩>

<各委員から、全体に対する意見>

- 栗原委員長 では時間が限られておりますけれど、小寺委員から、最後、一言ずつ言わせてくれというところで、一応、目安3分ということでお願いしたいと思います。
- 藤井委員 質問、意見を交えてという感じに。
- 栗原委員長 そうですね。質疑に対する応答まではちょっとできないと思いますが、事務局や他の委員さんに対する御意見と質疑を含めてお願いしたいと思います。では、小寺委員。
- 小寺委員 3点あります。一つ、資料1、12ページ、最後です、指標。大学進学率ですが、児童養護施設退所児童の大学進学率だけを載せていますが、これは私は嫌です。一般の大学進学率も載せてください。どうせ児童養護施設上がりだから数字が低いんだろうということで上から目線な感じがします。一般の大学進学率も併記してもらいたいです。

二つ目。先程から職員の増配というお話がありますが、職員の増配とともに専門家の適切な関与が必要だと思っております。専門家の適切な関与につきましては、経費をかけていただきたいと思っております。これはお金が欲しいという意味ではなく、制度の維持につながるからです。

三つ目は、計画は5年後に見直しということがありますが、先ほど藤井委員さんや宮島委員さんが1、2年と数値のことを言われてましたが、5年とかと言わず、2、3年で見直す弾力がぜひ必要だと思います。少なくとも5年は維持しないと、という行政的な考え方はぜひ捨てていただいて、弾力的な対応をお願いいたします。以上です。
- 柴崎委員 11 ページ、64 番のところで、施設側から意見を申し上げますと、「児童福祉施設における小規模化かつ地域分散化を促進します」と書かれているだけで、施設の体制整備について具体的には書かれていません。高機能化、多機能化については、多少触れてはおりますが、ケアニーズの高い子供たちは、乳児院や児童養護施設に大変多く入所しているのが現状です。そういった子供たちの養育は、国としては将来、非常にケアニーズの高い子は本体施設のユニットで、それ以外のケアニーズの高い子供は、地域分散化といっています。現在ケアニーズの非常に高い子供の具体的な定義については、国ははっきりと示していませんが、県としてそのような子供たちがたくさん児童福祉施設に入所していることを理解していただき、どのような対応を図っていくのが適切なのか検討していただければと思っています。

それと、前回提出されたデータ表の中に、乳児院では本園小規模ユニットの見込みが、令和2年度から87人と数値が示され、それ以降増加する数値が出ていますが、この数値の出どころは、どこからどのように算出したのか疑問に思っていました。後でも結構ですので、解ったら教えてください。

先ほども少し触れましたが、乳児院の地域分散化の例外については、今のところ非常にケアニーズの高い子供は、医療的ケアの必要な子供のみと国では考えています。医療的ケア児以外にも、情緒面とか、心理的な面等でケアニーズの非常に高い子供はたくさん乳児院にも在籍しています。そのことを十分理解していただき、県としてそのような子供たちに対して乳児院の施設整備をどう考えていくのか意見を示していただきたいと思っています。私は、乳児院の乳幼児に対して、地域分散化のメリットは少ないと思っています。

それともう一点、10 ページの56 番に、里親のリクルートから里親委託後のサポートまで・・・という形で里親委託の推進の取組のことが書かれていますが、里親支援事業の形として、A 型、B 型というのを国で示しています。A 型というのは、民間に全部か一部委託、B 型というのは、委託なしに個人や施設で事業を立ち上げていくものと書かれています。現在、埼玉県では A 型での取組を図っていると思いますが、前にも申し上げたとおり、乳児院と児童養護施設の、里親支援専門相談員、24～25 名の方たちが今年度から新たに里親委託支援事業を立ち上げ、取組をスタートさせました。現在この事業は B 型の類に入るとしています。今後

とも更に県の里親会と協働して、取組の強化を図って行きたいと考えていますので、A型として一部委託費を県で予算化していただければ、里親委託推進事業の活動範囲は広がっていくのではないかと考えています。以上でございます。

- 石井委員 まず県里親会として、この検討委員会の発足に際し、具体的な内容を多数盛り込んだ要望書を提出しておりますので、ぜひ真摯にご検討いただきたいと思います。先程から検証のチームとか、期間というようなお話も出ましたが、本会においては、現在、各児童相談所単位でしか行われていない里親等委託推進委員会を他の都道府県でも開催しているように、埼玉県レベルで里親委託の推進委員会を開催することが定期的な検証の機関になるのではないかと、具体的な提言を多数させていただいております。ぜひ、要望をお汲み取りいただきたいと思います。

本日の資料2番の、1ページ目の2項目目、職員の研修についてということについて、御意見申し上げたところ、修正案では、児童相談所の職員ということに限定された表記が残念ながらされております。これから里親になろうという方を集めた入門講座において、里親も施設の一つです、児相と里親は上下関係です、里親は児相の言うことに従ってもらいますというような説明をされているというような児相職員の事例もございます。

ぜひ児童相談所の方のみならず、児童福祉に関する県職員全ての方の専門性、あるいは認識を改めていただくことの教育、研修等に力を注いでいただきたいと思います。

数値目標に関しましては、宮島委員の相乗りですが、根拠がないと納得できないということでございますが、私は根拠がないと納得できないという点においては、なぜ新たな社会的養育ビジョンに掲げた目標が達成できるかの根拠を示していただきたいと思います。再三申し上げます。

茨城県、川崎市、横浜市等々、相次いで高い目標値を設定したというニュースも続々と入っている中で、最初から社会的養育ビジョンに掲げた目標は非現実的である、観念的であるといったことに左右されてはいませんか。

75%なり50%を達成するためにはここまでやらなければならない、財政的な部分も含めて。それを仮定した上で、それがなぜできないのかという理由を明らかにしないということについては、極めて大いに不満を抱いております。

里親登録数等についても、先ほど課長が言われましたように、多様な里親、多数の里親候補がいるということは、子供にとっての選択肢が増えるということで、極めて有効であるということを考えますと、今の何倍、10倍という形で登録里親を増やすというようなことについても、目標値を掲げて取り組んでいくべきだと考えております。

最後、フォスタリングについても再三、御意見を申し上げますが、令和6年においては、フォスタリングを通じて22人の里親委託があると想定されております。聞くところによりますと、令和6年には7児相全てにフォスタリング機関が入っているという前提だそうでございます。そういたしますと、1フォスタリング機関に対して、2000万円を契約をしているということからすると、1億4000万円になります。それを22人の子供で割りますと、フォスタリング機関が1人の子供を委託するために636万円使っていることになります。

片や埼玉県の里親会が委託している里親支援事業で49人の子供を委託することですが、このまま721万円の委託費で49人の委託をするのか、はたまたフォスタリング機関と同様に1人当たり636万円という同一単価で計算するならば、里親会への事業委託は3億1181万8000円になるというふうに試算をされます。

こういったそれぞれの対策について、中々予算が立てられないとはいうものの、どれだけの予算規模を通じて効果ある施策を打っていくのかということについて、いま一歩踏み込んだ議論、検討が必要なのではないかと考えて最後の意見とさせていただきます。

- 西川委員 私の方は取組を進める側の部分もあるんですけど、体制の強化ということで入れていただいたということは非常に心強いことだと思います。また、一時保護に関しては、権利擁護の課題等ありますけど、それを運営する側として色々受け止めていかなければいけないなと感じています。

あと、虐待防止、早期発見、早期対応ということですが、相談所はやはり起こってからの対応になりますの

で、やはりこの防止の部分、それから早期発見の部分、これ、地域でやっていただくということを取り入れたことは評価したいと思います。

それから里親委託の推進ということで、かなりここ、実際には相談所が委託を進めていく形になりますけども、やはり先ほど宮島委員からありましたけれども、親と交流してる子供の委託ということをしていかないとこのような数字は出ていかないと思います。やっぱりそこには色んなことがあり、実際にやっていますけども、必ずしも順調にいかないです。里親さんと親御さんとの関係とか色々あつたりします。そういうところを何とかやりながらモデル的にやれないかなということ色々工夫をしています。

それから実親に今後、社会的養育の受け皿が施設ではなく里親等になるんだということ、やはり何らかの形で広く知らしめていただきたい。相談所に来たときに初めて親に、「これからは施設じゃなくて里親中心なんですよ」ということを言っても、中々それは理解されるものではないと思いますので、そういうところについては広く啓発していただきたいなと思います。

最後に、前回も自立支援のところ発言しましたが、障害児支援の取組で、今回の資料2の8ページ、一番最後、前回の素案72の所ですけども、当該取組は入所児童の自立支援になじまないのが削除するが代替案を検討中であるというところがあるんですが、児童養護施設の子供でも特別支援学校に行つて、中々自立に結び付かないで、やはりグループホームですとか障害者サービスを利用しなきゃいけないということで、早くから児相と施設とで色々意見交換をしたり進めている事案もあります。

ここはきちんと障害児の自立支援についても記載してほしいと思いますので、何らかのことを示していただけるのであればいいのかなと思います。以上です。

- 早川委員 4回の推進計画検討委員会があつという間だったな」と思っています。いま思い返すと、2月の第1回委員会の時に当時の小池局長から、新しい社会手養育ビジョンそのままの埼玉県版を作るということではなく、実現可能性も含めた現状認識を持って、埼玉県の実情に合った計画の策定をしていく、というお話があり、私も、国の有識者会議が示した新しいビジョンが示した理念は踏まえつつも、埼玉県の計画策定では、県の現実を踏まえボトムアップで議論していきたい、というような話をしたのですが、実際にボトムアップで議論をすることができてよかったと思っています。

あるビジョンに関わった委員さんも、ビジョンが出たときに「あれは崇高な目標で、将来こうなつたらいいな」というのを示したものだ」と言われていました。最近、新しい社会的養育ビジョンに関することが政治的な問題になってしまったせいか、言わなくなつてしまいましたが、おそらく、ビジョン作りに関わられた方々には、中々変わらない社会的養護や施設に対する怒りがベースにあつて、ある種の革命的なスタンスで新しい社会的養育ビジョンをトップダウンで示したのではないかなと思っています。

でも、私は現在、子供たちを実際に預かる立場にいながら議論しているので、革命的なスタンスと保守的なスタンスで言えば、どうしても保守的にならざるを得ないんです。保守的とは、こうあるべきだの前に、まず、「現実的に目の前にいる子供たちをどうするか」とか「今、私達が困っていることに対して、何かできることはないのか」というボトムアップで考える立場です。保守的な立場に立つと、どうしても現状維持になりがちなので、それは問題なのですが。

もちろん理想や目標を忘れてはいけないと思いつつも、実際は現実に対して一つ一つ積み上げていかなくては現場が崩壊してしまいます。特に現在の社会的養護の現場は、若い人が定着しなくて空洞化が進んだり、里親推進と言いつつ、20代の若い職員が里親支援をできるのか?という話とか、切迫した事態が起きている中で、今回の委員会ではボトムアップで議論を行えたと思います。委員会が始まる前は、トップダウン的で革命的なビジョンのスタンスと、ボトムアップ的で保守的に考えざるを得ない現実の立場との乖離を危惧していましたが、かなりボトムアップの立場で配慮していただいた計画になつたと思っています。

推進計画の中で私が一番重要と思っていることは、資料の3ページの基本理念に書いていただいている「すべての子供の最善の利益」と「地域全体での子育て支援」の2点です。昔の児童福祉は要保護児童のような一部の保護が必要な児童だけが対象でしたが、現在では全ての子供が対象となつてきていて、この意味は大きいと思います。また、以前は「子育ては私的なもの」と捉えられることも多かつたわけですが、それを「子育ては地域、社会で支えるものですよ」「子育ては社会的なものですよ」となつてきていることも大きいですね。

ただ、2016年の児童福祉法改正でも、子供自身が権利の主体ということが示されましたが、その点ではまだ十分でないところがあります。例えば、今後の推進計画策定の過程では、当事者の意見を聴くという事は必ず必要になりますし、すでに実施している自治体もあります。また、「子育ては社会的なもの」としていくためには、公聴会などを開いて広く県民と意見交換をしていくことも必要だと思います。5年後の推進計画策定に向けて——これだけ変化が速い時代なので、場合によっては1~2年後に必要ななるかもしれませんが、「計画をどのように決めるのか」「誰が議論をするのか」という体制づくりが重要だと思います。

と言うのも、今回初めて委員になって、正直なところ「検討委員というよりは諮問委員だな」と感じたんですね。実際に計画を検討し立案する立場ではなく、計画自体は県の方ですでに作っていただいて、我々委員がそれに「ここにこの言葉を書き加えてくれ」とコメントする、という立ち位置だなと感じました。

「委員たちが主体的に計画を作る」ということは、とても責任を負うことになってものすごく大変なんですけど、様々な課題が浮かび上がりつつある社会的養育の現状からすると、計画の策定過程を県任せにするのではなく、もう少し委員が関わって踏み込んだ議論もして行かないと、お互いに納得できるような計画はできていかないのではないかな、ということが最終回の今回も感じられたように思います。

自分たちが責任をもって計画を作るためには、前の計画の検証もしなければいけない。そうすると、やはり単なる入り口の大学進学率や里親委託率だけを見るのではなくて、中身が伴っていることが求められる大学定着率や職場定着率、里親定着率といったものも、計画実施後の振り返りをする上では非常に重要な数値だと思っています。

最後に、これも第1回の委員会で言ったことなのですが、「社会的養育に関する言葉の整理」は、ぜひ今後議論していきたいです。第1回で例として挙げた「虐待」という言葉もそうですが、今回の議論の中でも同じ言葉を使ってもずれてしまうことがありました。「子供」という言葉自体も成人年齢の引き下げを受けて変わって来ますし、「そもそも社会的養護って何なのか」の理解も、実は人によってずれているのかもしれないかもしれません。私達が対象としているベースとなる言葉からずれているかもしれないと思い、色々な言葉の定義を詰めていく必要があると感じました。ただこういったことは中々審議会です話すにはなじまないもので、ワーキンググループのような形で少し継続的に話し合えたら、と思いました。

- 藤井委員 前回の検討会以降、県の方でも大分色々考えられて検討されて、よくまとめていただいたなというふうにご感謝申し上げます。色んなところに配慮があって、表現の工夫もすごくされたんだということが見える中身になっていると思います。

ただ、細かいところで恐縮なんですけど、どこが担当するかっていう担当部署に関して、県民生活部と福祉部、教育局という文言になってます。前は「こども安全課」などになっていましたが、そこがよく分からないので、県民生活部、福祉部はどこですかという、ちょっと見えないなというのが気になったところです。

それと、児童福祉施設というふうに表示される所と、児童養護施設職員等でまとめる部分とがあるんですね。ここが、児童養護施設を強調したくてそこをそういう表現にするのかどうかよく分からなかったんです。児童福祉施設でいくならば、全部、その児童福祉施設の枠で統一したほうが読みやすいかなという感じを受けます。

それから、細かい内容ですけど、37で、「子供の意見表明を支援する仕組み(アドボケイト制度)を検討します」という項目があります。で、この中身に関しては、「検討します」ですから、まだイメージもされてないのかなって感じは受けるんですね。

ただ、一番最後の所で、88の「退所者等のニーズに合った自立支援を行うために、経験者の意見を聞き、取組に活かします」というふうに出てきますので、この88と37の部分をつなぎ合わせて考えていただく、アドボケイト制度の部分はこの部分にも載せておいていいのかなと思います。今回の検討会にも当事者が参加していないという状況もあるので、当事者の意見をどう吸収して、吸い上げて、その理解とか支援に結び付けるかということが一番重要なのかなと思うんですね。

それと、一番最後の、表題のタイトル4「入所児童の自立支援」というタイトルになってますけど、中身を見るとアフターケアも入っちゃってるんですよ。そうすると、自立支援という問題よりも、退所後の支援の問題も含まれてくるので、ここは入所児童のということで退所児童も含まれた内容になっているので、ちょっとどういうタイトルがいいのか分かりませんが、両方を含むタイトルに変えるほうがいいのかなと感じました。

全体を通してですが、この中身自体が子育て応援行動計画の本の中にまとめて入れ込まれてしまうというところの問題です。埼玉県としてはそれで説明がつくのでよろしいかもしれませんが、施設の現場ですか、里親さんも含む関係団体ですよ。

私達にどういうふうに届けるのかっていうのが、今後の進め方から言うと、一番初めの課題、問題になるのかなと思うんです。で、そこを読み解く鍵が4ページにあって、「埼玉県社会的養育推進計画案」というこのタイトルがここだけ入るんですよ。でも、応援行動計画の中にはこのページは載らないですよ。そういうところからすると、施設関係者、現場の我々の方にはどういう形で周知されるのかなというのが一番心配なところでございます。

とにかく、推進計画に関して、こういう形でいきますよというのを各種別にも説明が必要でしょうし、今後の連携協力体制をつくりながらやらないと、これも実際のところ、目標値掲げても進まないということになってしまいますので、今後の進め方等の問題を感じたところをまとめて言わせていただきました。どうもありがとうございました。

- 宮島委員 ありがとうございます。まずこういう委員会に加えていただいて意見をお伝えする機会をいただけてありがたいと思っています。あくまでも私どもは意見を言う立場で、計画は県がそれを参考にして主体的に決めていくものだと思いますので、ぜひともいい計画として仕上げていただきたいと思います。

全体としては、委員の意見を丁寧に反映していただいたというふうに思ってます。児童相談所の職員等のこと、先ほど申し上げた里親担当の所に再掲していただきたいということも取り入れていただきましたし、一時保護所を開設することや、あるいは児童相談所を県自らが増設することも加えてくださった、本当にそのことを感謝しています。

国の通知では、率だけが問題にされやすいところですけども、元々総合的な計画にすることが大切で、在宅支援の充実っていうことを第1番にちゃんと挙げる、その辺のことも対応してくださった。また、法改正を受けた子供の権利擁護について踏み込んだ内容を記述してくださったことに対して、敬意を表します。ぜひとも計画を仕上げ、これらを実現していただきたいと願います。

で、細かいところを何点か。7ページの児童相談所の機能強化の2番の所で、階層別研修や法的対応力と書いてあります。これは大事だとは思いますが、本当は調査とか、アセスメントとか、面接力とか、調整力とか、そういった基本的なことこそが今、児童相談所の職員には求められるのではないかと思います。それが法的対応力だけが特出しされて記述されると、他のところが相対的に薄まる可能性があるのが心配です。御検討いただければと思います。

あと8ページの項目6で、「警察との全件共有を図ることにより、児童虐待について適切に対応します」と。全件共有だけが表に出るのではなくて、適切な対応を入れていただく。これは、要望をして聞いていただきましたけれども、全件共有をすれば子供の利益が図られるというものではなく、相談で自ら相談してきたような方が、全部情報が流れることで過剰な対応をされるようなことのないように、十分にこのシステム作りにおいては慎重にその辺も留意して取り組んでいただきたいと思います。

16番の、先ほど、改善で第三者評価をまずやって、その実施状況を見て第三者委員という御説明だったのですけれども、やはり第三者評価は3年に一度の受審で、毎年自己評価するということですので、日常的にどうかというものが重要だと考えます。やっぱり閉鎖的になりがちな一時保護所を開放していくことこそが大事で、第三者委員については、むしろこちらの方をすぐにでも進めていただきたい。

小寺委員がいらっしゃいますが、東京都で様々な課題を指摘されてますけれども、あれは東京都の弁護士さんたちが第三者委員として参加して、そこで子供の声を聞いたりして改善が必要であるということを通じてくださったわけですので、できれば踏み込んで、すぐにでも取り組んでいただきたいと願います。

あと、10ページの52番なんかはここに再掲していただいてありがたいわけなんですけど、55番の「委託後も訪問するなどして切れ目のない支援を行います」という表現、前とは変えていただいたんですが、「委託後も訪問するなど」だから、訪問がまだ弱いんですよ。国通知でも、実際上の臨時的な対応でも、里親さんの所にちゃんと顔を出して委託直後は毎週にでも顔を出すとということですので、切れ目のない支援ということであれば、「委託後も定期的に訪問するなど」と、もう一歩踏み込んだ表現をしていただくのが必要じゃないかと思います。

とにかく、子供たちや、あるいは里親さんが困難を抱えて苦しいまま、それが見えなかったと。また、信頼関係を結べずに本当のこと言ったら引き上げられたと、そういう関係にはならないように埼玉県の里親さんと児相の職員、あとその他の支援者の信頼関係を高める方向で進めていただきたいと思います。

その上でもう一点は、先ほど石井委員が効果というようなことでフォスタリング機関のことをお話されました。私はぜひとも里親会がフォスタリング機関を自ら立ち上げるというやり方や、あるいは施設がフォスタリング機関をつくっていくというやり方を考えていただきたい。何も NPO 法人だけがやるということではなくていいわけですし、複数の NPO 法人が、「うちはこんなやり方だよ」って競い合って、よりよい支援を進めていくということもありだと思います。静岡市等は元々里親会が母体になったフォスタリング機関ですし、東京では二葉乳児院が非常に優れた形で進めていますので、玉淀園さんが県北でフォスタリングを立ち上げるとか、そういった対応の在り方も含めて考えていただいて、進めていただければと思います。

●栗原委員長 ありがとうございます。では小寺委員は・・・。

●小寺委員 それでは失礼します。

●栗原委員長 ありがとうございます。宮島委員から、まとめに近い状態でお話しいただきましたけれど、私の立場では最終的にまとめられて県に提出ということですが、中々一致までいかなかった部分が幾つかあるという辺りは皆さん御承知のとおりです。

また、気が付いたことなんですが、これはまた事務局と調整しますけれど、37 番のアドボケイト制度の検討ですけれど、これは聞かれたらどう答えるのかということがあると思いますけれど、未成年後見人も、親代わりに色々な役割を演じるわけですから、未成年後見人とどういふふうに結び付けることができるかどうか、次の段階で書くことができれば良いと思います。

昔話になりますけど、社会的養護という言葉、これ造語で、虐待防止法ができて以降、一般の家庭の保育所や幼稚園行ってる子供も、施設、里親さんのうちにいる子供も同じ子供だから、施設、里親さんにいる子供についても一般家庭の子供と同じような養育、教育が受けられるようにすべきじゃないかということで社会的養護という言葉を作ったわけです。

それが今回、もう一段上にということで、社会的養育ビジョンで、かなり網羅的に、相当手広くしたことは非常によろしいのかなと思うんですけど、個別の議論がかなりありまして、中々今まで手付かずの状態のもの、一番象徴的なのは特別養子縁組制度です。

30 年間、手付かずで、先ほどお話したように、民間のあっせん機関があんまり芳しくないようなことをして、国が中々手を付けなかったというところで、今回、この新しい養育ビジョンに関して、欧米も養子縁組をいわゆる養護児童に対する対応と手だての優先順位 1 位でやっていますけれど、日本と異なり、あちらの方はもう多民族、多人種、多宗教で、カナダの児童相談所はカトリック系と、プロテスタントと、一般系と、宗派別に児童相談所があるとか、非常に多様化に対応している事情があります。

ですから、養子縁組も、外国では結局、一般の養子縁組というよりは、同じ民族、宗教、そして、血縁関係をたどって、血縁者に縁組をするという手だてをごく自然なやり方だということで行っていますので、これを日本ではどう運用するのかということでは、折角できた特別養子縁組制度でありますけれど、この際ということで、多分、前面に出したのかなというふうに思います。

この制度ができたとき、私、児童相談所にいまして、これで児童相談所、仕事が増えるんじゃないかって思ったんですけど、その後、やはりマイナーな話題でしか出てこなかったです。特別養子縁組の対象となる子供には虐待リスクが高いケースも中にはある、子供にとっていい制度となるには非常に丁寧に丁寧に、きめ細かく見ていかなくてはいけないものであろうということは、皆さんもそのとおりだろうと思います。折角の制度ですからうまく活かしていくということでは、民間あっせん機関の今までの在り方を総ざらいして許可制にするということですから、進行管理については適切な手続きをするようにという辺りを入れておくことがよろしいのかなと思います。

それと、最後、入所児童の自立の辺り、何だかんだ言いながら大きなトラブルがなければあまり話題にされていなかったところですけど、埼玉県の自立援助ホームの取組はかなり早くから行われていたんですけ

れど、もっと手厚く見てあげなくてはいけないということと、一方で民法改正になって、成人年齢が下がって
る辺りの整合性の問題もあろうかと思いますが、この検討の対象にはならないなと思うんですけど、後々どう
すんだという枠組みが出てくるのかなというふうに思います。

いずれにしても、国が打ち出したものですが、できるものとちょっと距離があるものとは区別しながら、
また皆さんのお話のとおり、数値についてのリアルな根拠などを配慮しながら求めていきたいというふう
に思います。

まだお話ししたいことがあるんですけど、時間の関係もありますので、一応これは、宮島委員が言ったよう
に、県が責任を持って作る計画ですから、我々は議論しながら御意見を申し上げたということで、私、委員
長の方で最終的にまとめをして県に出したいと思います。当然、皆さんには事前にお示ししたいと思います。
ということでよろしいでしょうか。

●石井委員 委員長としてのまとめは事後で報告を受けるのでしょうか、事前でしょうか。

●栗原委員長 事前です。

●石井委員 今回は子供の命と家庭で育つ権利をどう守るか、守りたいというその一点でこの会議に参加いたし
ました。本当に残念ですが、今回の目標値と、個々の内容、こちらは全ての施策ではございませんが、「私
は承服いたしかねる」ということを議事録に残していただきたいと思います。

ただ、これからも里親のフォスタリングや支援、チーム養育推進の取組に関しましては、児童相談所の皆
さまとの協力、県の皆さまとの協力の下、子供達のために里親として、里親会として精一杯協力させてい
たいただきたいということも併せて議事録に残していただければと思っています。

●栗原委員長 では、以上でこの委員会、終結でございます。お疲れさまでした。

●事務局(中田主幹) 委員の皆さま、長時間にわたりご検討いただきましてありがとうございます。今後のスケ
ジュールを簡単にまず申し上げます。今後、この委員会の方から提示された案を基にした執行部案を作り
まして、10月15日に開催されます児童福祉委員会で諮ってまいります。

その後、11月に県民コメントを実施した後に2月議会に諮ることを予定しておりますので、よろしくお願
いいたします。では、閉会に当たりまして、局長の細野から一言ごあいさつ申し上げます。

●細野局長 私、局長になりましてから、きょう、委員会3回目、出席させていただきました。計4回行われまして、
正直申し上げまして、これだけ御熱心な御発言、御意見いただく委員会っていうのはそうないなと思ってま
す。それだけ私共も大変勉強になりました。いただいた意見をこれから委員長ともよく相談して、原案作りに
努めたいと思っています。そして県民コメントをさせていただいて、それから知事にも上げまして、最終的
に議案という形で整備させていただいて、県議会の議決を得たいと、このように考えております。

また、今日の会議の中で、計画は作るだけじゃなくて、その後の進行管理が重要だと、藤井委員の方から
もそのような趣旨のお話があったかと思います。

地域福祉推進計画では進行管理のための委員会というものを年1回ぐらい開催して御意見いただい
ますので、そういったものも参考にしながら、識者の方の御意見をいただいて、進行管理をやっていかな
きゃいけないなと考えました。本当に長時間にわたりましてご協力をいただきましてありがとうございました。
そしてまたこれからもどうぞご指導よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

以上